

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプの試運転において、起動不可が認められたため、調査後対応検討	GⅢ	
2	3号機	残留熱除去系（B）サンプリングラックの通水確認において、同ラック内水圧減圧機構のグラウンド部より微小リーク（約6cc）が認められたため、当該部を点検および汚染検査（放射能量：約2.4ベクレル）後、当該リーク水を除去	GⅢ	
3	6号機	非常用ディーゼル発電機用補機冷却海水系ポンプ出口圧力指示計点検において、精度外れが認められたため、当該圧力指示計を交換	GⅢ	
4	6号機	供用期間中検査計画不備の有無に関する調査において、原子炉隔離時冷却系ポンプ支持部材取付け溶接継手及び高圧炉心スプレイ系ポンプ耐圧部分の溶接継手の試験計画の一部に不備が認められたため、対応検討	GⅡ	
5	6号機	原子炉格納容器真空破壊弁点検の際、空気抽出系弁のリミットスイッチ用ケーブル中継端子箱内部の端子台にサビ、また、端子台及びビスのねじ山に損傷（つぶれ）が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
6	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A、B）の温度調節弁用バイパス弁点検において、同バイパス弁（4台）の弁箱内部に減肉が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	6号機	第21回定期事業者検査「非常用ディーゼル発電機定格容量確認検査」の検査成績書において、当該検査成績書の添付資料「検査手順内の“引渡しの許可”」欄に実施確認チェックの記載漏れが認められたため、対応検討	GⅢ	9月21日再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅢ
8	6号機	低圧タービン蒸気入口組合せ中間弁の前逃し弁の浸透探傷試験において、前逃し弁3台の弁棒先端部及び弁棒径変化部に指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	6号機	東側ヤードタービン北側トレンチ内サンプポンプの吐出逆止弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
10	6号機	主発電機シールケーシングの絶縁抵抗測定において、絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
11	6号機	原子炉給水ライン逆止弁（A、B）の各ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
12	6号機	低圧炉心スプレイ系ポンプ室空調機冷却水入口ラインドレン弁よりシートリーク（にじみ程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガスブロワの出口逆止弁に動作不良（開側に固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
14	その他	放射線管理区域より退域しようとした構内企業作業員（1名）が警報付き個人線量計の不具合で放射線管理区域より退域できない事象が発生したため、当該線量計を回収し、点検	G III	
15	その他	温排水調査の一環として、発電所沖に設置している水温計係留系のロープの一部が破断し、水温計係留用のブイ及び水温計が流失したため、水温計係留系を交換し、新規水温計を設置	G III	